

安全運転研修規約

JR バス中国株式会社(以下「当社」という。)は、社外事業者(以下「派遣元」という。)の運転者(以下「受講者」という。)を受け入れて実施する安全運転研修(以下「本研修」という。)について、本規約に従い、当社が指定する講師により行うものとする。

第1条(目的)

本規約は、次の各号に掲げる事項について定めることを目的とする。

- (1)受講資格
- (2)申込手続及び契約の取消
- (3)本研修の内容及び禁止事項
- (4)損害賠償及び協議
- (5)業務委託料金等
- (6)反社会的勢力の排除

第2条(受講資格)

受講者は、以下の各号のすべてを満たすものとする。

- (1)受講者は、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を営む事業者に所属する者のうち、別に定める対象事業者及び受講要件に該当する者とする。
- (2)研修に対応した有効な運転免許証を保持していること。
- (3)直近の健康診断において、運転業務に支障がないと認められていること。
- (4)研修当日において、アルコール、薬物等の影響下でないこと。

第3条(申込手続)

- 1. 派遣元は、当社の Web サイト等において本規約の内容を確認し、同意のうえ、本研修への申込みを行うものとする。
- 2. 当社は、申込内容を審査し、派遣元へ受講の可否を通知するものとする。
- 3. 当社が前項の審査を経て派遣元へ受講可の通知を行った時点で、当社と派遣元との間に研修業務委託契約(以下「本契約」という。)が成立するものとする。

第4条(契約の取消)

1. 本契約成立後、本研修の実施前に派遣元が本契約を解除した場合、派遣元は、以下の定めに従い、当社に対しキャンセル料を支払わなければならない。

(1)研修実施日の8日前までの解除:無料

(2)研修実施日の7日前から2日前までの解除:研修業務委託料の 50%

(3)研修実施日の前日から当日までの解除:研修業務委託料の 100%

2. 前項のキャンセル料は、自然災害その他やむを得ない事由により本研修の実施が不可能となった場合には免除するものとする。ただし、当社がやむを得ない事由に該当すると認めた場合に限る。

第5条(本研修の内容及び禁止事項)

1. 本研修は、安全運転に関する座学及び実技研修とし、当社の定めるカリキュラムに従い実施するものとする。

2. 本研修は、当社が指定する指導員(以下「指定指導員」という。)が必ず指導・監督するものとする。

3. 受講者は、本研修において以下の行為を行ってはならない。

(1)飲酒又は薬物摂取後の状態で研修に参加する行為

(2)指定指導員の指示に反する行為

(3)本研修を通じて知り得た当社の業務上の情報を第三者へ開示又は漏えいする行為

(4)研修中における道路交通法その他関係法令に違反する行為

(5)その他、本研修の円滑な実施を妨げる行為

4. 以下の各号のいずれかに該当する場合、指定指導員の判断により研修を中止することができる。

(1)受講者の体調不良又は著しい疲労が認められる場合

(2)受講者が安全な運転を行うことができないと判断した場合

(3)受講者が指定指導員の指示に従わない場合

(4)その他、安全な研修の実施が困難と認められる場合

5. 前項の規定により研修を中止した場合であっても、中止事由が受講者又は派遣元の責に帰する場合は、第4条第1項第3号に定めるキャンセル料を申し受けるものとする。

第6条(損害賠償及び協議)

1. 受講者又は派遣元が、本研修中において当社又は第三者に損害を与えた場合、派遣元は当該損害を賠償する責任を負うものとする。

2. 当社は、本研修中に生じた事故又は損害について、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、その責任を負わないものとする。

3. 本研修中に使用する車両、施設等に損傷が生じた場合において、受講者又は派遣元の責に帰する事由によるものについては、派遣元はその修理費用その他必要な費用を負担するものとする。
4. 本研修に関して当社と派遣元との間に紛争又は疑義が生じた場合は、両者誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
5. 前項の協議によっても解決しない場合は、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条(業務委託料金等)

1. 本研修に係る業務委託料金(以下「研修料金」という。)は、当社が別途定める料金表に従うものとする。
2. 派遣元は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により研修料金を支払うものとする。
3. 研修料金の支払いに要する振込手数料その他の費用は、派遣元の負担とする。
4. 派遣元が指定期日までに研修料金を支払わない場合、当社は派遣元に対し、支払期日の翌日から支払済みの日まで、年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。
5. 当社は、研修料金の改定を行う場合、派遣元に対し事前に通知するものとする。

第8条(反社会的勢力の排除)

1. 派遣元は、自ら及び受講者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
2. 派遣元は、自ら及び受講者が、反社会的勢力を利用し、又はこれに協力し、若しくは関与する等、反社会的勢力と一切の関係を有しないことを表明し、かつ保証する。
3. 当社は、派遣元又は受講者が前二項のいずれかに違反したと認めた場合、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
4. 前項に基づく解除により当社に損害が生じた場合、派遣元はその損害を賠償するものとする。

附則

本規約は、2026年8月1日より施行する。